

# 事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 6 - 1

事業名	在宅介護推進事業	担当課・係名	在宅介護支援センター
(計画事業名)	雄武町在宅介護支援センター運営事業	(上段:課名・下段:係名)	業務指導係
(細事業名)		調書作成者職氏名	河原 真由美

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	登録事業 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【根拠法令等】介護予防地域支え合い事業実施要綱
主要施策の分類	サービスを利用しやすい環境づくり	【事務種類】自治事務(その他・補助)

事業の説明等			
事業の対象	(Who)	在宅で介護している方	受益者負担 有・無
事業の意図	(What)	在宅介護の知識・技術を習得する	
事業の手段	(How)	介護に関する講演	
事業の結果	(Outcome)	在宅で介護する人・介護を受ける人のQOLが向上する	

事業の執行状況							
事業量の推移について記入							
備考欄は直近年度の事業費実績値を記入							
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
介護に関する知識・技術に関する講演会の開催	3回65名	3回39名	3回84名	廃止		12年～17年	239,738円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業計画を予定どおりに達成している</li> <li>○ 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである</li> <li>○ 事業計画を達成できる見込みがない</li> </ul>	在宅介護に係る課題は多岐にわたるため、テーマの選定に苦慮するが、日常の訪問事業の際や、事業実施時のアンケートの実施等により聴取した意見を参考に事業を行った。

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
	広報、新聞ちらし折込み、インターネット掲示板、個別通知
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	社会福祉協議会、デイサービスセンター、社会福祉係

事業の立案形成							
【立案形成に至る背景・ニーズ】	介護保険制度の施行により、施設介護よりも住み慣れた自宅で在宅介護を受けながら生活できるよう、福祉サービスの整備と共に、介護を担う介護者が知識・技術を習得し、在宅介護が進む事を目的に事業を企画した。						
【立案形成過程における検討課題】	<table border="1"> <tr> <td>他自治体の類似事業</td> <td>網走管内で実施している自治体は少なく、社会福祉協議会等民間で実施している例が多い。</td> </tr> <tr> <td>代替案</td> <td>家族介護者交流事業、慰労事業</td> </tr> <tr> <td>スクラップ(廃止・縮小)事業</td> <td>—</td> </tr> </table>	他自治体の類似事業	網走管内で実施している自治体は少なく、社会福祉協議会等民間で実施している例が多い。	代替案	家族介護者交流事業、慰労事業	スクラップ(廃止・縮小)事業	—
他自治体の類似事業	網走管内で実施している自治体は少なく、社会福祉協議会等民間で実施している例が多い。						
代替案	家族介護者交流事業、慰労事業						
スクラップ(廃止・縮小)事業	—						
【事業化の過程における検討課題】	<table border="1"> <tr> <td>町民等の意見聴取</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関係部署等との調整</td> <td>先に同種事業を実施していたデイサービスセンターと協議の上、共同開催することとした</td> </tr> <tr> <td>国・道・関係団体等との調整</td> <td>保健所との連携</td> </tr> </table>	町民等の意見聴取	—	関係部署等との調整	先に同種事業を実施していたデイサービスセンターと協議の上、共同開催することとした	国・道・関係団体等との調整	保健所との連携
町民等の意見聴取	—						
関係部署等との調整	先に同種事業を実施していたデイサービスセンターと協議の上、共同開催することとした						
国・道・関係団体等との調整	保健所との連携						
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	共同開催していたデイサービスセンターにおいては事業を休止することとなり、一昨年度より単独で開催している						

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 行政が行うべきである</li> <li>○ 一部は民間が行うべきである</li> <li>c 民間が行うべきである</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公共的な財・サービスの提供</li> <li>④ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供</li> <li>ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供</li> <li>エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供</li> <li>オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等</li> <li>カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等</li> <li>キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務</li> </ul>	(説明)
	地域福祉の推進を担う社会福祉協議会等に委託可能であるが、事業実施当初は在宅介護に関する施策は多くない状況であったため、行政として最低水準の事業実施が必要と考えられた。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>㉞ 民間・市町村による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>介護保険制度施行により、各種福祉サービスに対する認知度は向上し、在宅で介護を受ける方も増加している。要介護高齢者との介護を含めた生活上の課題は多岐に渡り、個別性も高いため、課題が生じた時にその都度介護サービス担当者等との相談の中で解決するケースが多いと思われる。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当・非該当</p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>㉞ 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>教室の受講により全ての課題が解決されたわけではないが、テーマの設定により、介護者がこれまで認識していなかった事に気づく機会ともなった。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>㉞ 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>介護の社会化が進んでも、介護における家族の役割は重要であり、高齢者・障害者を持つ家族にとっては理解が得られる事業と考える。</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 ㉞ ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p> <p>介護サービス事業者が介護者向けの講習を開催する等は都市部では行われている。</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>事業開催の委託が可能である。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 ㉞ ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ㉞ ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他(介護保険財源との統合・再編)</p>	<p>(説明)</p> <p>地域支援事業などへの変更</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>㉞ 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>実施回数・事業実施方法の工夫により、コストの削減を図った。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>㉞ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>社会福祉協議会や近隣市町村との連携等効果的な事業開催に向けて改善の余地があると考える。</p>
<p>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p>b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>㉞ 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>事業立案当初と比較して、在宅介護に対する認知度は向上しており、個別の相談体制も向上しているため、廃止も可能と考える。</p>

**事業の方向性**

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続          ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)          イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)          ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)          エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)          C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)          D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="D"/> — <input type="text" value=""/></p> <p>(上記 A～D から選択記入)</p>	<p>A 選択の場合のみ</p> <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text" value=""/> — <input type="text" value=""/></p>
<p>(説明)</p> <p>介護に関する知識・技術の習得を目的とする本事業は廃止し、主に介護者同士の交流を通じて支えあい・情報交換の機会を持てるような形で19年度包括支援センターなどで事業展開を検討する。</p>	

# 事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 6 - 2

事業名	介護保険居宅介護支援事業	担当課・係名	在宅介護支援センター
(計画事業名)	雄武町在宅介護支援センター運営事業	(上段:課名・下段:係名)	業務指導係
(細事業名)		調書作成者職氏名	河原 真由美

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	登録事業 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【根拠法令等】 介護保険法
主要施策の分類	在宅福祉サービス等の充実	【事務種類】 自治事務(その他・例規)

事業の説明等			
事業の対象	(Who)	介護保険制度による居宅サービス利用者	受益者負担 有・無
事業の意図	(What)	介護保険制度の利用により在宅介護を受ける事ができる	
事業の手段	(How)	介護サービス計画の作成	
事業の結果	(Outcome)	在宅介護が推進される	

事業の執行状況							
事業量の推移について記入				備考欄は直近年度の事業費実績値を記入			
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
居宅介護サービス計画の作成・介護サービス利用に係る相談・事業者との連絡調整	延べ1067件	延べ1095件	延べ1175件	延べ1200件		12年～19年	2,604,745円
介護認定訪問調査	208件	181件	224件	250件			

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	利用件数の増大により、介護支援専門員の必要配置数に余裕がない、重度化を防止する視点での計画作成を重視する必要がある。
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
毎月ケアプラン計画作成、モニタリング、居宅への訪問等を実施している。	広報、インターネット掲示板での周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	保険給付係・社会福祉係・各サービス事業所

【立案形成に至る背景・ニーズ】	介護保険制度の施行に合わせて福祉サービス基盤整備の必要性が生じた所から在宅介護支援センターを開設し、居宅介護支援事業所の機能を追加した。介護サービスを実施するためには介護サービス計画の作成が必要であるが、町内には当事業所以外の事業所はない状況である。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 興部町・西興部村・滝上町・佐呂間町等町直営事業所で事業を行っている。紋別市は当初市直営事業所も事業を実施していたが、民間事業所が増加したため、3年前から休止している。
	代替案 ー
	スクラップ(廃止・縮小)事業 ー
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 介護保険事業計画策定時、町民アンケートにより聴取した。介護保険制度のスムーズな実施全般に対するニーズは高いと思われる。
	関係部署等との調整 保険給付係・社会福祉係
	国・道・関係団体等との調整 網走保健福祉事務所・社会福祉協議会等サービス事業所・医療機関
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	依然民間事業所の開設はない。H19年度から地域包括支援センターの設立に伴い要支援者の計画作成成分はこの事業として減少することが予想される。

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	ⓐ 一部は民間が行うべきである
④ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	本来は民間で行う事業であるが、地域事情により民間の参入がなく、町で実施している。介護サービス計画の作成は他の介護サービスと比較して公平中立な立場での事業実施が求められるため、直営事業の利点も大きい。
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>Ⓐ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>行政も支援する中で民間での実施を期待する。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当・<u>非該当</u></p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>Ⓒ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>町内唯一の事業所として、順調に事業を実施している。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>Ⓐ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <u>可</u> ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )</p>	<p>(説明)</p> <p>事業を実施する事業者があれば、自主的な事業を期待したい。</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ <u>全部可</u> ・ 一部可 ・ 不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>事業を実施する事業者があれば、自主的な事業を期待したい。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可 ・ <u>不可</u></p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <u>該当</u> ・ <u>非該当</u></p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ <u>無</u></p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>Ⓒ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>事務事業費はコスト削減に努めている</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>Ⓒ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>Ⓒ aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>当事業所に代わり介護計画作成を担う民間等事業所ができるまでは、事業の継続が必要である。</p>

**事業の方向性**

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p>    ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p>    イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p>    ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p>    エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記 A ~ D から選択記入) (上記 ア ~ エ から選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>法律改正による事業の見直しが生じると予想されるが、適切に対応の上事業を実施する。          (1人の介護支援専門員が担当できる利用者数が50名から35名に縮小、要支援・要介護1の利用者の一部が新予防給付へ移行されることによる利用者数の減、地域包括支援センター設置に伴う事業内容の見直し等が予想される)</p>	